

平成29年7月31日
宮 城 県

平成27年8月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が制定されたことを受け、宮城県では第3期特定事業主行動計画を策定し、職員が子育てを含む家庭生活と仕事を両立できる環境づくりに取り組んでいるところです。

女性活躍推進法第15条第6項において、毎年、前年度の実施状況等について公表を行うこととされており、平成28年度における実施状況は次のとおりです。

1 数値目標について（数値目標は、いずれも平成32年度までの目標値。）

		平成28年度取得率（%）	数値目標（%）
男性職員	育児休業	13.3	15
	配偶者出産補助休暇	86.7	100
	育児参加休暇	71.1	80
女性職員	育児休業	100	100

2 その他の取組状況について

○仕事と家庭生活について

- ・管理監督者向けに研修を実施
→管理監督者研修においてワーク・ライフ・バランスについての研修を実施した。
- ・定時退庁の推進
→本庁等において見合わせていた毎週水曜日における定時退庁の庁内放送を再開するなど、定時退庁の推進を継続するとともに、新たに夏季における朝型勤務を実施し、時間外勤務の縮減に努めた。

○仕事と子育てについて

- ・「育児参加計画書（新マイパパプラン）」の提出義務化
→管理職向けメールマガジンの中で、育児参加計画書の提出状況を公表するとともに、男性職員が休暇を取得しやすい環境づくりに努めるよう促した。
- ・育児休業代替職員の確保
→育児休業代替臨時職員及び非常勤職員の採用を継続するとともに、育児休業代替任期付職員の採用に向けた制度を創設した。

○女性の採用・登用の拡大の推進について

- ・採用試験説明会での女性参加者への配慮
→職員採用試験説明会において、女性を対象としたブースを設置した。
- ・採用試験会場の拡大
→採用試験会場を新たに大阪にも設置し、受験生の利便性に配慮した。
- ・育児休業取得職員への支援
→新たに「eラーニング研修」を実施し、育児休業中であっても、自主的なスキルアップに取り組むことができるようにした。